

令和3年第10回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和3年10月1日(金) 午前9時30分から午前10時30分まで

2 開催場所 豊山町役場 会議室3・4

3 出席者 教育長 北川昌宏
教育長職務代理者 小出正文
教育委員 後藤明美
欠席者 教育委員 中田めぐみ
教育委員 鈴木森晶

説明のため出席した職員

事務局長 安藤憲司
教育参事 小川 貴
学校教育課長 井戸茂治
生涯学習課長 栗山直樹
教育専門員 小坂井美衣
学校教育係長 菊地智行
書記 学校教育係員 川原美香

4 傍聴者 なし

5 議題 日程第1 前回会議録の承認
日程第2 教育長の報告
日程第3 付議案件
(1) 議案第18号 豊山町社会教育委員の委嘱について
(2) 報告第1号 教育委員会教育長及び委員の任命について
(3) 報告第2号 第3回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について
(4) 報告第3号 第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について
(5) 報告第4号 令和3年度第1回及び第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会の報告について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前9時30分）

教 育 長 : ただいまから、令和3年第10回豊山町教育委員会定例会を開会します。

【日程第1 前回会議録の承認】

教 育 長 : 議事に入ります前に、お手元に配布されております、令和3年9月3日に開催いたしました令和3年第9回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このとおり承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

教 育 長 : 第9回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 教育長の報告】

教 育 長 : 先の町議会において教育委員会と首長との関係性に関わる質問があり、教育委員会制度の在り方を改めて考える良い機会となりました。平成26年に教育委員会制度について規定する法律の改正があり、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くこととしたほか、首長と教育委員で構成する総合教育会議を設置するなどが定められました。改正の趣旨は、首長と教育委員会が十分な意思疎通を図りながら教育行政を進めていくこととなっています。

教育委員会制度の趣旨は、戦前の教育の反省の上に立って、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保することとされています。首長は基本的に教育に関する事務について指揮命令は及ばず、教育委員の任命や予算編成などを通じて間接的に関与する仕組みになっています。戦後、高度経済成長を遂げ、社会が成熟化する中で人々の意識や価値観も多様化し、半世紀以上前の行政の事務分担が現在そのまま当てはまるとは考えられませんが、教育の政治的中立性など基本的な考えは維持しなければなりません。

冒頭の法改正は、首長と教育委員会のふたつの執行機関が一層連携を深めるために協議と調整の場を設置したものであります。首長は地方公共団体を統括する重要な役割を担っていますが、社会が複雑多様化する中で首長と教育委員会、それぞれが持っている専権事項を調整し、連携を図ることが一層求められています。

近年ではまちづくりや観光などを推進するため、教育機関である博物館などを首長が所管することができるようになりました。防災・防犯、福祉などの分野との連携も一層重要になっています。教育委員会制度はわかりにくく、効率が良くない側面もある中で、強い指導力を求め、首長の関与を強化したいという意見もあります。しかしながら、教育委員会制度本来の趣旨を十分に踏まえた上で、こうした分野との地道な調整・連携を進めていくことが重要ではないかと考えています。

事務局長： この間の事業報告をいたします。

9月24日に第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を開催しました。9月28日に豊山中学校体育大会を無観客で、学年ごとに実施しました。

また、志水小学校6年生の男子児童が、硬式テニスダブルス12歳以下でベスト8になったため、9月30日に全日本ジュニアテニス大会出場選手表敬訪問を行いました。9月6日から22日まで、豊山町議会第3回定例会がありました。一般質問をした6名の議員のうち、5名が教育行政に関する質問でした。

【質問内容について抜粋して説明】

教育長： 子ども達の登校時間について私から補足でご説明をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症対策のため、学校では毎朝健康チェックをしています。教職員の勤務時間は8時30分からですが、子ども達は7時50分ごろから登校するため、7時45分ごろから出勤し対応しているのが現状でございます。勤務時間の開始を前倒しして、実態と法令との兼ね合いを図ろうというものです。

後藤委員： 教職員の多忙化防止に理解を示している保護者がほとんどだと思います。健康チェックが15分程度で終わるのか心配です。

教育参事： 子ども達には体温は家で測ってもらい、外のテントでカードを提出してから、校舎に入ってもらっています。家族の調子が悪い子どもは登校していないと想定していますが、もしいるようであれば保護者へ連絡し迎えにきてもらっています。

【日程第3 付議案件】

教育長： それでは、付議案件に入ります。

「議案第18号 豊山町社会教育委員の委嘱について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長： 一説明一 議案第18号

教育長： 議案第18号について、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

教 育 長 : ご意見等無いようですので、議案第18号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

教 育 長 : 議案第18号は原案どおり可決されました。
続いて「報告第1号 教育委員会教育長及び委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 長 : 一説明一 報告第1号
それではここで、再任されました教育長と後藤委員からご挨拶をいただきます。始めに教育長をお願いします。

教 育 長 : 今まで蓄えてきた経験や知識、ネットワークを町民のためにお役に立てていきたいと思えます。改めてよろしくお願ひいたします。

事 務 局 長 : ありがとうございます。次に後藤委員をお願いします。

後 藤 委 員 : 教育現場は新型コロナウイルスの対応に追われ、大変だと思えます。また、いじめの形も変わっており、タブレットの活用や教職員の多忙化など学校を取り巻く問題も変化してきています。私自身、今後も勉強しながらみなさまのお役に立てればと思えますので、よろしくお願ひします。

事 務 局 長 : ありがとうございます。よろしくお願ひします。それでは会議に戻ります。

教 育 長 : 続いて「報告第2号 第3回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について」、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長 : 一説明一 報告第2号

教 育 長 : 私から補足で説明をさせていただきます。委員より、もう少し住民のみなさまの意向を聞いたらどうかとの意見がありました。そのため、住民アンケートやパブリックコメントの実施も視野に入れていきます。どこかの段階で教育委員のみなさまにも進捗を報告したいと考えていますので、よろしくお願ひします。

報告第2号について、何かご意見、ご質問はございますか。

(意見なし)

教 育 長 : ご意見等ないようですので、「報告第3号 第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について」、事務局から説明をお願いします。

教 育 参 事 : 一説明一 報告第3号

教 育 長 : 報告第3号について、何かご意見、ご質問等はございますか。

小 出 委 員 : 本町におけるいじめ問題の現状について教えてください。件数は増えているのでしょうか。

- 教育参事： 件数としては、ここ3年間で微増しています。これは、中学校でいじめの認知をしっかりとるようになってきているためと考えられます。
- 小出委員： やはりSNSやネットを使ったいじめも増えているのでしょうか。傾向についても教えていただけますか。
- 教育参事： 内容はちょっとした悪口や叩いた、といった軽微なものがほとんど聞いています。数件はSNSもありますが、見つけにくいためにはっきりと件数ではあがってきていません。
- 後藤委員： SNSのいじめが見つけにくいのはなぜでしょうか。
- 教育参事： スマートフォンやオンラインゲームを利用しており、家庭の管理下のもと発生しているためです。学校としては、利用方法やフィルタリングなど未然に防ぐ指導をしていますが、教職員が認知するのは困難です。
- 後藤委員： それは被害者が学校に言わないと分からないということでしょうか。
- 教育参事： その通りです。
- 教育長： 重大な事案が発生した場合は、いじめ問題専門委員会に諮ることとしています。
- 後藤委員： チャット等であると発言者の特定も難しいと思います。タブレットを家庭へ持ち帰って、ネットにつなげることはできるのでしょうか。
- 教育長： 児童生徒へ一人一台タブレットを配備していますので、今後持ち帰りなどの活用方法も視野に入れなければなりません。家庭学習のために利用し、その目的以外で使用できないよう指導するのが学校の新たな課題と認識しております。
- 小出委員： いじめ問題について、各学校はどのような頻度で対応していますか。
- 教育参事： 各学校では、毎月いじめ問題対策委員会を開いて、各学級で起きているいじめの事案を報告し学校全体で共有しています。また、その内容を教育委員会へ報告しています。児童生徒を対象とした、いじめに関するアンケートも学期に1回程度実施しています。
- 後藤委員： 先生に直接相談するのが難しい子どももいるため、ネットやメールを活用した相談も視野に入れてもよいかもしれませんね。
- 教育長： 続いて「報告第4号 令和3年度第1回及び第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会の報告について」、事務局から説明をお願いします。
- 事務局長： 一説明一 報告第4号
- 教育長： 報告第4号について、何かご意見、ご質問はございますか。

小 出 委 員 : 実際には各学校で、どのくらいの児童生徒に対してアレルギー対応をしていますか。

事 務 局 長 : 豊山小学校で6名、新栄小学校で2名、志水小学校で4名、豊山中
学校で2名の計14名の児童生徒に除去食提供をしています。

教 育 長 : 他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他で報告事項等がありますか。

学校教育係長 : 事務局から1点報告をさせていただきます。

—連絡事項— 事務連絡（次回定例会の日程）

教 育 長 : その他、委員のみなさまから何かご発言はありますか。

（発言なし）

閉会の宣告（午前10時30分）

教 育 長 : ご発言もないようですので、これをもちまして、令和3年第10回
豊山町教育委員会定例会を閉会します。

令和3年第10回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和3年10月1日（金）

午前9時30分

場 所：豊山町役場3階 会議室3・4

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告

4 付議案件

- | | |
|------------|---|
| (1) 議案第18号 | 豊山町社会教育委員の委嘱について |
| (2) 報告第1号 | 教育委員会教育長及び委員の任命について |
| (3) 報告第2号 | 第3回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について |
| (4) 報告第3号 | 第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について |
| (5) 報告第4号 | 令和3年度第1回及び第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会の報告について |

5 その他

6 閉会の宣告

議案第18号

豊山町社会教育委員の委嘱について

豊山町社会教育委員設置条例（昭和57年豊山町条例第17号）に基づき、下記の者を豊山町社会教育委員に委嘱することについて、議決を求める。

記

No.	氏名	選出区分（所属）
1	安藤 定雄	社会教育関係者（文化協会推薦）

<任期> 令和3年10月1日～令和4年3月31日

※任期は豊山町社会教育委員設置条例第4条第2項に基づき、前任者の残任期間とする。

<設置根拠> 豊山町社会教育委員設置条例

令和3年10月1日提出

豊山町教育委員会教育長 北川 昌宏

提案理由

この案を提出するのは、豊山町社会教育委員の選出区分である社会教育の関係者1名の欠員が生じ、新たに社会教育委員を委嘱する必要があるためである。

報告第1号

教育委員会教育長及び委員の任命について

任期満了（令和3年9月30日付け）に伴う教育委員会教育長及び委員について、9月議会（定例会）において任命同意の議決がされましたので、下記のとおり報告します。

記

1 教育委員会教育長及び委員の氏名等

役 職	氏 名	任 期
教育長	北 川 昌 宏	令和3年10月1日～令和6年9月30日
委 員	後 藤 明 美	令和3年10月1日～令和7年9月30日

報告第2号

第3回豊山町中学校施設整備基本構想会議の報告について

第3回豊山町中学校施設整備基本構想会議を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和3年9月1日(水) 午前10時00分から
- 2 開催場所 豊山町役場2階 会議室1
- 3 出席者 委員：鈴木賢一(会長)、鈴木森晶(副会長)、風岡治、前田治、池山和徳、篠田弘男、水野晃、事務局：北川昌宏教育長、安藤憲司事務局長、井戸茂治学校教育課長、菊地智行学校教育係長、安藤幸雄学校教育係主任、上田卓建設課土木・農政係主事、事業推進支援業務受託者：阪急コンストラクション・マネジメント(株) 杉田昌彦、佐藤学、山口友香理
- 4 欠席者 委員：武者一弘、小川晃永
- 5 議題 (1) 今後の日程について
(2) 目指すべき中学校のあり方について—意見交換—
- 6 議事内容【抜粋】
議題(1) 今後の日程について
事務局よりスケジュールの見直しについて説明した。
前回会議の議論を踏まえ、目指すべき中学校のあり方について時間をかけて議論していきたいことから、最終まとめを令和4年6月と設定した。
また、住民意向調査を令和4年1月中旬以降に予定し、調査手法は、会議に諮っていくことを説明した。

議題(2) 目指すべき中学校のあり方について —意見交換—
豊山町学校施設改築・長寿命化計画の「学校施設の目指すべき姿」にある「1 教育環境の質的向上」、「2 快適な学習生活空間・環境への配慮」について項目ごとに意見交換を行った。
委員からの主な意見については次のとおりであった。

- ・普通教室と特別教室は手狭であるため見直しが必要。
- ・単なる学校施設ではなく、まちづくりの拠点となるとよい。
- ・障がいのある子への対応について十分に議論しなければならない。
- ・職員室の位置付けで生徒との関係性も変わるかもしれないため、質の良い執務環境の充実を考えなければならない。
- ・地域に開かれた学校は大切であり地域の活動スペースや展示室があるとよい。
- ・トイレの洋式化、LGBT やハンディキャップへの配慮が必要。
- ・食育の情報発信として、新しい給食センターからも情報発信できるとよい。

報告第3号

第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について

第1回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和3年9月24日（金）午後3時00分から
- 2 開催場所 豊山町役場 3階会議室3・4
- 3 出席者 委員：篠田弘男（会長）、松永千鶴（職務代理者）、三宅由晃、長瀧隆司、西脇和子、神藤一成、林真吾
事務局：北川昌宏、安藤憲司、小川貴、井戸茂治、小坂井美衣、菊地智行
- 4 欠席者 委員：上奈津美
- 5 議題
 - (1) 本町のいじめ対策に関する組織と役割について
 - (2) 本町におけるいじめ問題の現状と対策について
 - (3) 意見交換
- 6 議事内容【抜粋】

議題（1） 本町のいじめ対策に関する組織と役割について
事務局より、町いじめ防止基本方針に規定されているいじめ防止のための組織とその役割について説明した。特に重大事態が発生した場合の各組織の役割について確認した。

議題（2） 本町におけるいじめ問題の現状と対策について
事務局より資料に基づき、本町のいじめ問題の現状と対策について説明した。現状については、月例報告やアンケートからいじめの傾向やいじめられたことがある子の割合、いじめを見たことがある子の割合などを報告した。対策については、町いじめ問題等対策委員会の取組、教育相談や異学年

交流、人権週間などの取組について紹介した。

委員より、いじめを見たことがないと答えている人数が多いことが見て見ぬふりの表れではないかとの意見があった。

議題（３） 意見交換

事務局より、実態が把握しにくいSNSを通じたいじめ、オンライン上でのいじめ等の事例を紹介し、その対応を含めて意見を求めた。

委員からの主な意見については次の通りであった。

- ・ 他市でのタブレット端末への悪口の書き込み事案はパスワードが簡単だったためなりすましができてしまった。簡単に予測できないものにする必要がある。
- ・ アンケートなどでいじめを把握しても、学校は当事者間の謝罪等で済ませてしまうことが多く、本当の解決につながっていない。その後の見守りが大切。
- ・ いじめ相談について、最近の子は対面はもとより電話も敬遠する傾向にある。相談体制もネットやメールを活用すべき。
- ・ なりすましなどの不正アクセスは犯罪行為であり警察が介入できるということをしっかり周知することが、SNS等によるいじめの未然防止につながる。

報告第4号

令和3年度第1回及び第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会の報告について

令和3年度第1回及び第2回豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 第1回：令和3年6月30日（水）午後2時～午後3時
第2回：令和3年8月18日（水）午後2時～午後3時
- 2 開催場所 第1回：豊山町役場3階 会議室3・4
第2回：豊山町役場2階 会議室1・2
- 3 出席者 豊山町学校給食アレルギー対応検討委員会委員
委員：近藤良江、野崎千佳、伊藤和代、近藤睦、坂東裕子、
服部令、加納英作、上原正子
※伊藤委員は第1回欠席
事務局：北川昌宏教育長、安藤憲司教育委員会事務局長兼給食センター所長、菊地智行学校教育係長、川原美香主事
- 4 議題 (1) アレルギー除去食提供の実施状況について
(2) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの見直しについて
- 5 議事内容【抜粋】
議題 (1) アレルギー除去食提供の実施状況について
事務局から、令和3年度のアレルギー除去食提供の実施状況について説明した。
委員からの主な意見としては次のとおり。
 - ・除去食の容器が子どもにとって大きいため、改善してほしい。
→ 安全に給食を提供することを第一に考えた上で、改善方法を検討する。
 - ・今後、乳・卵以外に、小麦の除去食を検討してほしい。
→ 小麦の除去食を提供すると対応が複雑になり、安全な給食提供が困難となる恐れがあるため、当面は乳・卵の除去食のみを提供する。

議題（２）学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの見直しについて
事務局から、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの修正案について説明した。

現在行っているアレルギー対応に合わせてマニュアルを修正し、委員からの意見等を踏まえて修正内容を決定した。主な修正箇所は次のとおり。

マニュアルの主な修正箇所

- ・ I g E抗体検査が陽性反応であっても、摂取による症状が全くなく、医師が「学校生活管理指導表」の「学校生活上の留意点」において、給食の対応を「管理不要」と診断したときは、食物アレルギーの原因食品を含む給食を提供することができることを明記した。
- ・ 乳アレルギーと診断されている場合、加熱の有無によって対応を変えることはせず、全員無配膳対応とすることを明記した。
- ・ 生の果物、野菜を原因とした口腔アレルギー症候群の症状があっても、加熱処理された食品・料理（缶詰・ゼリー・ジャム等）の摂取による症状が全くなく、医師が「学校生活管理指導表」の「学校生活上の留意点」において、給食の対応を「管理不要」と診断したときは、生以外の食品・料理を給食で提供することができることを明記した。
- ・ 除去する必要のない調味料・だし・添加物等の表の記載を国のマニュアルに合わせて修正した。
- ・ 食物アレルギー対応解除申請書を追加した。
- ・ 学校生活管理指導表の記入例を追加した。